

平成26年9月29日

株式会社 福島銀行

福島県内金融機関による
「災害時相互協力に関する協定書」の締結について

当行は本日、福島県を主な営業基盤とする株式会社 東邦銀行、株式会社 大東銀行、福島県商工信用組合、いわき信用組合、相双五城信用組合、会津商工信用組合の6金融機関と、標記協定書の締結をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、東北財務局福島財務事務所様、日本銀行福島支店様にオブザーバーとして締結式にご臨席いただいております。

記

1. 協定の目的

参加金融機関の各営業地域において災害が発生した場合でも、地域の皆さまに安心して金融サービスをご利用いただける体制を強化することを目的として、以下の項目について相互に協力することといたしました。

2. 協力項目

(1) お客さまへの対応支援

- ・現金支払、振込などの代行受付

(2) 物資等の提供および斡旋

- ・食料、飲料水、生活必需物資等の提供
- ・車両、通信機器およびその他必要な資器材等の提供および斡旋

(3) 人員の派遣

- ・応急復旧等に必要の人員の派遣

以上

なお、本協定については、現在、福島県信用金庫協会様を通じ、福島県を営業基盤とする県内8信用金庫様にも参加を打診しており、最終的には、福島県内の金融機関による業態の垣根を越えた業務継続計画の高度化のための全県的な取組みとすることを目指しております。

金融業界における業務継続計画の高度化に向けたこのような取組みは、私どもの知りうる限り、全国初となるものと認識しております。